

議会改革に関する協議会及び全員協議会の協議結果

部 会	審査項目	議会改革に関する協議会協議結果要約	全員協議会協議結果
第1部会	1. インターネットによる議会中継	平成21年度導入に向け諸手続きを進める。	時期尚早として否認。
	2. 採決表示システムの導入	平成21年度導入に向け諸手続きを進める。	時期尚早として否認。
	3. 傍聴席の改善	障がい者用として、議員席脇に車いす用傍聴スペースを設置する。	早急に具体的に取り組む。21年度の予算で執行部に依頼済み。
	4. 議会ホームページの改善	平成21年6月から議会だより編集委員会を含めた新組織(仮)龍ヶ崎市議会広報委員会を設置する。	リニューアル後の議会ホームページは平成21年4月1日に発信する。
	5. 議会研修会・講習会の開催	委員長会議等の調整で年1回程度開催する。	具体的な内容については委員長会議で方針を決定し議長が判断する。
	6. 閉会中の委員会・協議会などの活性化策	定例会と定例会との間に1回以上行うことを目途とする。	具体的な内容については委員長会議で方針を決定し議長が判断する。
	7. 執行部からの情報提供のあり方	情報の種類、時期、媒体等の整備や体制を確立する。	執行部と協議をして情報入手の態勢確立をする必要がある。
	8. 全員協議会の公開	原則公開とする。	原則公開とする。(公開に馴染まないものは議長判断)
	9. 視察研修について	より効果的方法で実施する。	より効果的方法で実施する。
	10. 会議録について	PDFでの情報提供などIT化に対応する。	PDFでの情報提供などIT化に対応する。
	11. 執行部席のマイク設置	H21年度予算措置に向け作業を進める。	予算措置が必要なので執行部との協議が必要。
	12. 議会広報について	平成21年6月から議会だより編集委員会を含めた新組織(仮)龍ヶ崎市議会広報委員会を設置し「市議会公式サイト」の運営管理も行う。	設置要綱案の委員及び構成は市議会副議長・常任委員会及び議会運営委員会より推選されたものとする。
第2部会	13. 議会傍聴の周知	議会だよりのほか、りゅうほーやホームページで予め会期全体日程を告知する。	会期日程を予定として掲載し、6月・12月は1日1委員会の4日間とし、3月・9月は特別委員会を設置していることから2日間とする。
	14. 議会日程	全日程を予め告知するべきであり、1日1委員会の採用を実現する。	会期日程を予定として掲載し、6月・12月は1日1委員会の4日間とし、3月・9月は特別委員会を設置していることから2日間とする。
	15. 一般質問のやり方	現状の一問一答とするが、小項目の複数質問は可とする。	質問時間については議員各位の意見をアンケートで伺うこととする。
	16. 議会と市民の懇談会	実施を前提として議会全体で対応する。	具体的な内容については委員長会議で方針を決定し議長が判断する。
	17. 議員同士の政策討論の場	閉会中の委員会協議会や議会の研修会の実施に向けて環境整備を図る。	具体的な内容については委員長会議で方針を決定し議長が判断する。
	18. 会議後の懇親会について	現状のとおりとし、出欠も自由とする。	現状のとおりとし、出欠も自由とする。
	19. 議会権限について	主要な事業計画は議決事項にするよう望む。また50%以上の出資法人は本会議・委員会での質疑対象とするよう望む。	事業計画等まで議決事項とするのは馴染まない。出資はしていても別個の存在なので質疑はそぐわない。一般質問でできる。
	20. 討論の事前通告について	事前通告は必要なしとする。	事前通告は必要なしとする。21年第2回定例会から実施する。
	21. 議会事務局の支援強化について	政務調査、立法支援機能の体制強化を図る。	政務調査、立法支援機能の体制強化は必要であり、その実現を求める。執行部との協議が必要。
	22. 土・日の議会開催	当面は開催しないものとする。	当面は開催しないものとする。
	23. 請願陳情の押印について	代表者印は必要、賛同者の押印は不要とする。住所・氏名は直筆とし、コピーは不可とする。	代表者印は必要、賛同者の押印は不要とする。住所・氏名は直筆とし、コピーは不可とする。また住所の「#」も可とする。
第3部会	24. 費用弁償	H20年度から廃止することで実施済。	廃止で実施されている。
	25. 政務調査費	使途基準は、現行のまま年額5万円。内容は自己責任、説明責任を負う。	使途基準は現行のままとし、年額5万円。内容は自己責任、説明責任を負う。
	26. 議員倫理の確立	1親等 2親等。500万円以上 100万円以上。調査請求権の緩和。納税報告の義務。	5月の臨時会において特別委員会の設置。
	27. 議員定数	定数減が多数であるが、現行26のまま・2名減・4名減・5名減の意見があり、特別委員会の設置を求める。	5月の臨時会において特別委員会の設置。
	28. 議員報酬	報酬の減額案、または期末手当の減や廃止の意見もあるが、現状維持が多数であり現行とする。	現行のとおりとする。
	29. 申し合わせについて	議場および全協室へのノートパソコン・電子辞書の持ち込みは可とする。	議場および全協室へのノートパソコン・電子辞書の持ち込みは不可とする。質疑の「質疑理由の説明を除き」の文言は入れない。
	30. 会派のあり方について	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。